

「ゆふいん・食の連携チーム」規定

(名称)

第1条 本連携チームは
「ゆふいん・食の連携チーム」と名称を定める。

(目的)

第2条 本連携チームは、湯布院町内で生活する患者・家族に対して「その人らしさを支援する食支援」の連携に向けて医療機関、社会福祉機関が協力し安心、安全、美味しい食に提供に向けた地域全体の質の向上を目的とする。

(委員、構成)

第3条 本連携チームの構成は、湯布院町内にある、医療機関、社会福祉施設等の職員（医師、歯科医師、看護師、介護福祉士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、社会福祉士、歯科衛生士、介護支援専門員、栄養士、調理員等）より構成される。

(委員長、事務局)

第4条 委員会の委員長は1名とし、委員の互選によって決定する。
任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
事務局をJCHO湯布院病院に置く。

(活動)

第5条 委員は目的達成のため次の活動を行う。

- ① 湯布院町内にある病院、施設等の職員が交流をもつ。
- ② それぞれの医療、福祉施設における食支援が効果的に展開できるように協力体制を整え、活動を推進・支援する。
- ③ 毎年、活動目標を立案し、その実施、評価を行う。
- ④ 活動報告を行う。
- ⑤ 湯布院町の職員の知識、技術を深めるための教育、指導活動を行う。
- ⑥ 研究及び活動成果を体系化し、適切な機会に発表するための支援を行う。
- ⑦ 食の専門的な知識、技術を持つものは必要時自施設以外に対しても広く教育、実践活動を行う。

(連携会議の開催)

第6条 連携会議は定例とし、3か月に1回、時間外に開催する。しかし、委員長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

(報告)

第7条 連携会議の活動状況についてはこれを記録し、委員長、連携会議で報告する。

連携会議会則は平成27年10月22日より施行する。